

兵庫医科大学病院診療情報開示実施要項

診療情報の提供は、医療提供者の責務である。兵庫医科大学病院はこれまでインフォームド・コンセントに基づいた医療の実践に努めてきたが、医療提供者と患者の良好な関係を築き、抛り質の高い開かれた医療を目指し、「兵庫医科大学病院診療情報開示要領」に基づき診療情報の開示を実施する。

本要領による診療情報の開示は、開示依頼ができる者（以下「開示依頼者」という。）からの依頼に基づくものとする。インフォームド・コンセントの一環として、担当医が診療中にカルテ等を患者本人に開示する場合は対象としない。

1. 開示依頼者

- 1) 原則として患者本人
- 2) 患者の特定の家族（原則として患者本人の同意を得られた者）
- 3) 患者が未成年もしくは禁治産者のときは法定代理人（ただし、患者本人が満 15 歳以上の場合は、患者本人の同意を得ること）とする。ただし、相当の事由がある場合は患者本人のみの請求を認めることができる。
- 4) 患者が死亡している場合は、患者の法定相続人（代表者）

2. 開示の決定

病院長は関係診療科（部）部長及び看護師長等の意見を受け決定する。ただし、部分開示もしくは不開示の意見を受けた場合、または病院長が部分開示もしくは不開示を決定しようとする場合、病院長は「インフォームド・コンセント委員会」に諮問し、その結果を参考に決定する。

3. 委員会の設置

病院長の諮問に応じ、診療情報の提供について審議するため「インフォームド・コンセント委員会」を設置する。委員会規程は別に定める。

4. 開示方法

主治医の立会いのもとに開示することとし、開示方法は「閲覧」を原則とする。ただし、謄写の依頼があった場合は、第 2 の手続きを準用して決定するものとする。

5. 費用の負担

診療情報の謄写の依頼に応じた場合、謄写に要した実費を徴収する。

6. 取扱い要領

本要項を適正に運用するため、別に「兵庫医科大学病院診療情報開示要領」を定める。

附則（平成 12 年 4 月 1 日制定）

1. この実施要項は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
2. この実施要項は、施行日以前になされた診療及び作成された診療録については適用されない。

附則（平成 16 年 3 月 9 日一部改定）

この改定実施要項は、平成 16 年 3 月 9 日から施行する。

附則

この改定は、平成 22 年 8 月 19 日から施行する。